

## 補聴器の購入助成（岡山県）

公益社団法人岡山県難聴者協会が県内の自治体（市町村）のホームページから情報を入手したものです。

詳細については各自治体にお問合せください。

	市町村	対象要件	助成額	お問い合わせ
1	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市に住民登録がある65歳以上の方</li> <li>・市民税非課税世帯に属する方</li> <li>・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方</li> <li>・原則として両耳の聴力レベルが40dB以上であり、耳鼻咽喉科医により、補聴器の必要性が認められる旨の意見書を得られる方</li> <li>・過去に本事業による助成金交付決定を受けた場合、交付決定から5年が経過している方</li> </ul>	補聴器購入費の1/2以内 (上限25,000円)	保健福祉局 高齢福祉部高齢者福祉課 在宅支援係 TEL : 086-803-1230 FAX : 086-803-1754
2	倉敷市 R7年10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市に住民票がある65歳以上の方</li> <li>・市民税非課税世帯（同一住所にお住まいの方全員）又は生活保護法による被保護世帯に属する方</li> <li>・両耳の聴力レベルがいずれも40デシベル以上であり、補聴器相談医により、補聴器の必要性が認められる旨の意見書が得られる方</li> <li>・身体障がい者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方</li> <li>・過去に本事業による助成金の交付決定を受けていない方</li> </ul>	補聴器購入額の1/2以内 (上限25,000円)	保健福祉局 健康福祉部 健康長寿課 TEL : 086-426-3315 FAX : 086-422-2016
3	井原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する満65歳以上の人</li> <li>・住民税非課税世帯に属する人（世帯員全員が住民税非課税）</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人</li> <li>・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる人</li> <li>・両耳の聴力レベルが、いずれも40デシベル以上70デシベル未満の人</li> <li>・過去に本事業による助成を受けていない人</li> <li>・全ての世帯員が市税を滞納していないこと</li> </ul>	補聴器購入費の1/2以内 (上限50,000円)	福祉課 社会福祉係 TEL : 0866-62-9516 FAX : 0866-62-9310
4	総社市 R6年10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、居住している65歳以上の人</li> <li>・住民税非課税世帯に属する人</li> <li>・助成金の交付を受けるとする方及びその世帯の方に市民税等の未納のない方</li> <li>・聴覚障がいによる身体障害者手帳を持っていない人</li> <li>・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる人 (両耳の聴力レベルが、平均して40dB以上70dB未満)</li> </ul>	1人1回限り 上限50,000円	長寿介護課 地域ケア推進係 FAX : 0866-92-8373 E-mail : choju@city.soja.okayama.jp
5	新見市 申請期限 令和8年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住民登録がある人</li> <li>・65歳以上の人</li> <li>・次のア、イいずれかに該当する聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人 (手帳の交付対象とならない中等度難聴の人) ア 両耳の聴力が40dB以上70dB未満 イ 片方の聴力が70dB以上90dB未満かつもう片方の聴力が40dB以上50dB未満</li> <li>・市税等に滞納のない人</li> <li>・過去にこの助成を受けていない人</li> </ul>	1人1回限り 上限30,000円	健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL : 0867-72-6125 FAX : 0867-72-1407
6	備前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住民登録のある65歳以上の人</li> <li>・住民税非課税世帯の人（世帯員全員が住民税非課税）</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人</li> <li>・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けれる人</li> <li>・過去にこの助成金を受けていない人</li> </ul>	1人1回限り 上限50,000円	介護福祉課 長寿福祉係 TEL : 0869-64-1875 FAX : 0869-64-1847

7	瀬戸内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住民登録がある人</li> <li>・満65歳以上の人</li> <li>・住民税非課税世帯の人（世帯員全員が住民税非課税）</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人</li> <li>・耳鼻科の医師により補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書をもらえる人</li> <li>・過去にこの助成を受けていない人</li> </ul>	<p>1人1回限り 上限50,000円</p>	いきいき長寿課 高齢者支援係  TEL : 0869-24-8869
8	早島町 R7年4月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早島町内に住所を有する人</li> <li>・申請日時点において満65歳以上の人</li> <li>・本人及び同一世帯に属する人に町税の滞納がない人</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳を持たっていない人</li> <li>・身体障害者福祉法第15条1項に基づく指定医又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医として委嘱された医師により、補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書を徴することができる人</li> <li>・過去に本町又は他の地方公共団体が実施する同様の制度による助成を受けていない人</li> </ul>	<p>1人1回限り 住民税非課税の人 上限50,000円 それ以外の人 上限30,000円</p>	健康福祉課  TEL : 086-482-2483
9	吉備中央町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉備中央町に住所のある65歳以上の方</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方</li> <li>・耳鼻科の医師により補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書をもらえる方</li> <li>・過去にこの助成をうけていない方</li> </ul>	<p>1人1回限り 上限50,000円</p>	福祉課 障害福祉班  TEL : 0866-54-1317 FAX : 0866-54-1306
10	矢掛町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢掛町内に住所を有する人</li> <li>・申請日時点において満65歳以上の人</li> <li>・聴覚障害による身体障害者手帳を持たっていない人</li> <li>・耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器の必要性が認められる人</li> <li>・過去にこの助成を受けていない人</li> </ul>	<p>1人1回限り 住民税非課税の人 上限50,000円 それ以外の人 上限30,000円</p>	矢掛町役場 福祉介護課  TEL : 0866-82-1026
11	奈義町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈義町に住所を有し、居住している方</li> <li>・65歳以上の方</li> <li>・聴覚障害の身体障害者手帳を持たっていない方</li> <li>・両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満であることが医師によって証明された方または医師によって補聴器が必要と判断された方</li> </ul>	<p>1人1回限り 補聴器購入費の1/2以内 (上限50,000円)</p>	こども・長寿課  TEL : 0868-36-6700 FAX : 0868-36-6772